別表Ⅸ⑶の表１４６⑶②の項の次に次のように加える。

148　カプセル型内視鏡 ⑵　大腸用 （薬事法承認番号） 22500BZX00310000		平成26年１月１日から 平成26年３月31日まで	83,100円

○厚生労働省告示第三百九十五号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十七日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第二に次の四号を加える。

六十七　ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（ＰＣＲ法）

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

豚脂様角膜後面沈着物若しくは眼圧上昇の症状を有する片眼性の前眼部疾患（ヘルペス性角膜内皮炎又はヘルペス性虹彩炎が疑われるものに限る。）又は網膜に壊死病巣を有する眼底疾患（急性網膜壊死、サイトメガロウイルス網膜炎又は進行性網膜外層壊死が疑われるものに限る。）

ロ　施設基準

⑴　主として実施する医師に係る基準

①　専ら眼科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　眼科専門医又は感染症専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として二十例以上の症例を実施していること。

⑵　保険医療機関に係る基準

①　内科及び眼科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

③　内科において、常勤の医師が配置されていること。

④　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑦　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧　当該療養について十五例以上の症例を実施していること。

⑨　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑩　当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

六十八　細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（ＰＣＲ法）

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

前房蓄膿、前房フィブリン、硝子体混濁又は網膜病変を有する眼内炎

ロ　施設基準

⑴　主として実施する医師に係る基準

①　専ら眼科に従事し、当該療養について十年以上の経験を有すること。

②　眼科専門医又は感染症専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として二十例以上の症例を実施していること。

⑵　保険医療機関に係る基準

①　内科及び眼科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

③　内科において、常勤の医師が配置されていること。

④　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑦　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧　当該療養について十五例以上の症例を実施していること。

⑨　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑩　当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

六十九　内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

甲状腺がん（未分化がんを除き、甲状腺皮膜浸潤及び明らかなリンパ節腫大を伴わないものに限る。）

ロ　施設基準

⑴　主として実施する医師に係る基準

①　専ら外科、頭頸部外科、耳鼻いんこう科又は内分泌外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　甲状腺外科専門医（日本甲状腺外科学会（平成十七年十月二十九日設立）が認定したものをいう。以下同じ。）又は内分泌外科専門医（日本内分泌外科学会（昭和六十三年七月二十四日設立）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

⑤　「内視鏡下甲状腺手術ワーキンググループ」（平成二十五年十一月二十二日に日本甲状腺外科学会及び日本内分泌外科学会が合同で設置したものをいう。以下同じ。）が作成する名簿に登録していること。

⑵　保険医療機関に係る基準

①　外科、頭頸部外科、耳鼻いんこう科又は内分泌外科を標榜していること。

②　当直体制が整備されていること。

③　緊急手術体制が整備されていること。

④　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦　当該療養について五例以上の症例を実施していること。